

代々木総合法律事務所・杉並総合法律事務所 共催
第22回 生活に役立つ連続法律講座

第一部「家族や親族間でのトラブルを防ぐために」
第二部「上手な遺言・ダメな遺言」

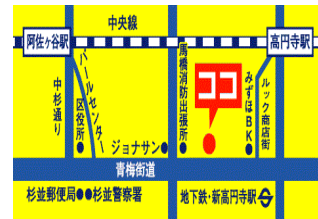
・・・リクエストにお応えしました！・・・
二つのテーマを二部構成で行います
同内容の講座を下記の通り2日間、2か所で行います

◆講座の日時と場所

①2018年7月12日(木) 14:30～

東京土建杉並支部3階会議室

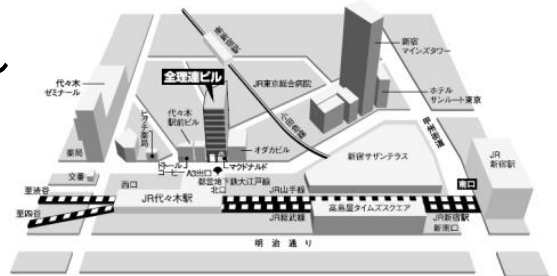
(地下鉄丸ノ内線 新高円寺駅徒歩3分/JR中央・総武線 高円寺駅南口徒歩15分)



②2018年7月13日(金) 14:30～

全理連ビル4階会議室

(JR山手線・総武線、大江戸線 代々木駅北口すぐ)



※両日とも講演後16時30分頃より**無料相談会**を行います(要予約)

◆講師プロフィール



弁護士 松本 恵美子
(代々木総合法律事務所 所属)
2001年弁護士登録。
離婚や相続等の家事事件、解雇や労災、セクハラ・パワハラ等の労働事件等々、さまざまな事件を扱っています。



弁護士 久保木 亮介
(代々木総合法律事務所 所属)
2003年弁護士登録。
生業を返せ!地域を返せ!福島原発訴訟弁護団所属。労働事件や刑事事件、家事事件など、多くの分野に取り組んでいます。

◆講座の内容

第1部「家族や親族間でのトラブルを防ぐために」講師:松本 恵美子

離婚の際の様々な争い、親の介護や金銭援助、遺産分割などの親族間の相談も増えています。しかし、事後的な対処では満足な結果とならない場合も少なくありません。

家族や親族間でのトラブルを未然に防ぐには何に注意すればよいのか、弁護士が経験に基づいて具体的事例をあげてお話しします。

第2部「上手な遺言・ダメな遺言」講師:久保木 亮介

遺言書には、遺産を誰にどう分けたいかということ以外にも、いろいろな事を書くことができます。例えば、遺産をもらえない相続人が遺留分を請求してきたときにどうするか。ほかにも、尊厳死の宣言、自然葬の希望、残されたペットの面倒見まで。

他方で、遺言書の作り方は法律で決められており、それに反すると、遺言書全体が無効になりかねません。

と一緒に「上手な遺言・ダメな遺言」を考えてみませんか。

連絡先

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-42-4

TEL: 03-3379-5211

代々木総合法律事務所

参加費無料!

ご参加ご希望の方は
事務所までお電話ください